

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
平成27年11月24日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500201 号  
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1500045 号

## 第 1 結論

平成元年 3 月から平成 4 年 11 月までの請求期間及び平成 5 年 12 月から平成 19 年 5 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年 3 月から平成 4 年 11 月まで  
② 平成 5 年 12 月から平成 19 年 5 月まで

平成元年 3 月に A 県から B 市へ転居し、同市 C 区役所において国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続を行い、同区役所で納付書入手し、同区役所内にある銀行の窓口等で国民年金保険料を納付した。

また、平成 16 年 11 月に自営の事業所が社会保険の適用事業所になったが、私は国民健康保険料及び国民年金保険料の支払いを続けてきた。

請求期間が納付済みとされていないことに納得できないので、当該期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間は未加入期間とされている上、B 市は、同市が保管する国民年金被保険者に関する記録台帳等を社会保険事務所（当時）へ提出したため、請求者の請求期間に係る国民年金の加入記録及び届出等については確認できないと回答しており、紙台帳検索システムによると、請求者の同市における国民年金の加入記録は確認できないことから、請求期間は未加入期間であり、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、請求者は平成元年 3 月に B 市 C 区役所で国民健康保険の加入手続と併せて国民年金の加入手続を行った旨主張しているところ、B 市の回答によると、請求者の国民健康保険の資格取得日は平成 5 年 12 月 23 日であることが確認できることから、請求者の陳述と符合しない。

さらに、請求期間は 207 月に及んでおり、これだけ長期にわたり行政機関が事務処理を続けて誤るとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1500178 号  
厚生局事案番号 : 九州 (脱) 第 1500003 号

## 第 1 結論

昭和 33 年 8 月 1 日から昭和 41 年 12 月 21 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 33 年 8 月 1 日から昭和 41 年 12 月 21 日まで

支給済期間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から昭和 35 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 11 月 1 日から昭和 37 年 3 月 1 日まで  
③ 昭和 37 年 3 月 10 日から昭和 41 年 12 月 21 日まで

国の記録では、私が昭和 33 年 8 月から昭和 41 年 12 月までの期間において勤務した 3 か所の事業所に係る厚生年金保険の被保険者期間について、A 社を退職した後に脱退手当金が支給されたこととなっており、年金額に反映されない記録となっているため、過去に総務省年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、記録の訂正は認められなかった。

私は A 社では B 寮に勤務していたが、脱退手当金が支払われることは知らなかったし、受給したことはないので、脱退手当金の支給記録を取り消し、年金額に反映する記録に訂正してほしい。

また、オンライン記録において、私の姓の読み仮名が間違っていることから、脱退手当金を支給した記録も間違っているのではないかと思う。

## 第 3 判断の理由

請求期間の脱退手当金は、A 社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 3 月 2 日に支給決定されたこととなっており、当該支給額に計算上の誤りはないなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A 社の厚生年金保険被保険者名簿により、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日の属する月である昭和 41 年 12 月の前後に同資格を喪失したことが確認できる同僚等に照会したところ、請求者と同時期に当該事業所の B 寮に勤務していたとする複数の同僚は、退職時に事業所から脱退手当金について説明があった旨回答しており、当該同僚のうち複数の者に脱退手当金の支給記録が確認できる。

なお、請求者は、オンライン記録において、自身の姓の読み仮名が誤って記録されており、脱退手当金の支給決定記録も誤っているのではないかと主張しているところ、請求期間の脱退手当金が支給決定された当時は、年金記録の管理がオンライン化される以前であり、社会保険事務所 (当時) における脱退手当金の支給決定に係る事務処理では、健康保険厚生年金保険被保険者名簿等に基づき被保険者記録等の確認を行うこととされており、同名簿には姓の読み仮

名が記載されていないものの、請求者の姓の漢字は、旧姓「C」から「D」へ正しく氏名変更されていることから、当該事実が脱退手当金の支給決定に係る一連の事務処理を疑わせるものとは言えない。

また、請求者から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。